

議案第76号

特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについて

次のとおり国が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することに同意することについて、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第20条第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 県が負担する事業

漁港漁場整備法第4条第1項第2号により定められた漁港漁場整備事業とする。

2 県が負担する割合

漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第3条第2項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第1項及び第2項の規定により算定した都道府県が負担すべき基準に100分の45.5を乗じて得た割合とする。

3 平成21年度県負担額

平成21年度事業費1,000,000,000円に対して2により算出した額45,500,000円を限度とする。